

令和 2 年度

中津市決算に基づく健全化判断  
比率及び資金不足比率審査意見書

中津市監査委員



中 監 第 303 号  
令 和 3 年 8 月 6 日

中津市長 奥 塚 正 典 殿

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 恒 賀 慎太郎

令和 2 年度中津市決算に基づく健全化判断比率  
及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された、令和 2 年度中津市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

## 目 次

第1. 審 査 の 対 象	4
第2. 審 査 の 期 間	4
第3. 審 査 の 方 法	4
第4. 審 査 の 結 果	4
1. 算定対象会計	5
2. 健全化判断比率	6
(1) 実質赤字比率	6
(2) 連結実質赤字比率	8
(3) 実質公債費比率	9
(4) 将来負担比率	10
3. 資金不足比率	11
(1) 法適用企業	12
(2) 法非適用企業	12

### 凡 例

1. 文中に用いた金額は、原則として千円単位で表示した。
2. 比率(%)は、原則として表示単位未満を四捨五入した。
3. 「ポイント」とは、パーセント間の単純差引数値である。
4. 増減率とは、本年度と前年度の差額を、前年度の額の絶対値で除したものを百分率で表示したものである。
5. 符号の用法は次のとおりである。
  - (0、－) ……該当数値のないもの又は算出不能のもの
  - (△) ……負数又は減数
  - (大幅増) ……計数が200%以上増加したもの
  - (皆 増) ……前年度に該当数値がなく、当年度に全額増加したもの

# 健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見

## 第1 審査の対象

令和2年度中津市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査の期間

令和3年7月28日から令和3年8月6日まで

## 第3 審査の方法

審査にあたっては、監査基準に準拠し、市長から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他の関係法令（以下「関係法令」という。）に基づき算定され、適正に作成されているかを確認するとともに、関係職員に説明を求め計数の分析を行い審査した。

## 第4 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に基づき算定され、かつ、適正に作成されており、その比率は早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、いずれも健全性を確保していると認めた。

# 1. 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計等の範囲

区 分		会 計 名 等	各指標の対象範囲			
一 般 会 計 等	一般会計	一般会計	↑ 実質 赤字 比率 ↓	↑	↑	
	特別会計	ケーブルネットワーク事業特別会計				
公 営 事 業 会 計	特別会計	国民健康保険事業特別会計(事業勘定)	↑ 連結 実質 赤字 比率 ↓	↑ 実質 公債 費比 率 ↓	↑ 将 来 負 担 比 率 ↓	
		国民健康保険事業特別会計(直診勘定)				
		介護保険事業特別会計(保険事業勘定)				
		介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)				
		後期高齢者医療特別会計				
	公 営 企 業 会 計	法 適 用				水道事業会計
						病院事業会計
						診療所事業会計(小児救急センター)
						下水道事業会計(公共下水道事業)
						下水道事業会計(特定環境保全公共下水道事業)
法 非 適 用	農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	農業集落排水事業特別会計				
		小規模集合排水事業特別会計				
		サイクリングターミナル事業特別会計				
一 部 事 務 組 合 ・ 広 域 連 合		大分県交通災害共済組合				
		大分県市町村会館管理組合				
		大分県後期高齢者医療広域連合				
地 方 公 社 第 三 セ ク タ ー 等		中津市土地開発公社			↓ 資 金 不 足 比 率 ↓	

- ・資金不足比率については、公営企業会計ごとに算定される。
- ・法適用とは、地方公営企業法を全部又は一部適用する公営企業であり、法非適用とは、法適用以外の公営企業をいう。

## 2. 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位：％、ポイント)

区 分	令和元年度	令和2年度	増 減	早期健全化基準
1. 実質赤字比率	－ (△5.18)	－ (△5.10)	－ (0.08)	12.17
2. 連結実質赤字比率	－ (△32.11)	－ (△34.36)	－ (△2.25)	17.17
3. 実質公債費比率	6.1	6.3	0.2	25.0
4. 将来負担比率	39.9	41.9	2.0	350.0

備考：実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字でないため「－」で表示した。

各比率の（ ）内の数字は計算結果に基づく数値を参考値として表示した。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、該当の数値はない。

実質公債費比率は 6.3％で、前年度に比べ 0.2 ポイント悪化したが、早期健全化基準 (25.0％) を下回っている。

将来負担比率は 41.9％で、前年度に比べ 2.0 ポイント悪化したが、早期健全化基準 (350.0％) を下回っている。

### (1) 実質赤字比率

地方公共団体の最も主要な会計である一般会計等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の標準財政規模に対する割合で表したもので、比率は次の算式による。

$$\begin{aligned} \text{実質赤字比率} &= \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 } \triangle 1,211,210 \text{ 千円}}{\text{標準財政規模 } 23,746,236 \text{ 千円}} \times 100 \\ &= \triangle 5.10 \quad (\text{参考比率}) \end{aligned}$$

[実質赤字比率]

(単位：％、ポイント)

区 分	令和元年度	令和2年度	増減	早期健全化基準
実質赤字比率 (参考比率)	－ (△5.18)	－ (△5.10)	－ (0.08)	12.17

実質収支額は 1,211,210 千円の黒字となっているため、実質赤字比率はない。

参考としての比率を求めたところ△5.10％となり、前年度に比べ 0.08 ポイント悪化している。

## [実質収支額]

(単位：千円、%)

区 分		令和元年度	令和2年度	増減額	増減率
一 般 会 計 等	一般会計	1,198,057	1,191,928	△6,129	△0.5
	特別 会計	ケーブルネットワーク事業特別会計	15,177	19,282	4,105
合 計		1,213,234	1,211,210	△2,024	△0.2

実質収支額の2会計の合計は1,211,210千円で、前年度に比べ2,024千円(0.2%)減少している。これは、ケーブルネットワーク事業特別会計が4,105千円(27.0%)増加したものの、一般会計が6,129千円(0.5%)減少したことによるものである。

一般会計歳入の増加は主に、法人税の税率変更等による地方税の減や、地方交付税の減少があったものの、国庫支出金が特別定額給付金給付事業や新型コロナウイルス感染症対策関連の交付金により増加したことに加え、新型コロナウイルス感染症による減収補填のための減収補填債の発行等により地方債が増加したことによるものである。

一般会計歳出の増加については主に、扶助費が新型コロナウイルス感染症により生活に影響を受けた世帯に対する各給付金(ひとり親世帯臨時特別給付金・子育て世帯臨時特別給付金)や、障害福祉サービス等給付費、障害児通所給付費により増加したことに加え、物件費が新型コロナウイルスワクチン接種にかかる事務経費や予防接種委託料の増、補助費等が特別定額給付金給付やプレミアム付商品券事業補助金のほか新型コロナウイルス関連事業が主な要因となって大幅に増加したことによるものである。

## [標準財政規模]

(単位：千円、%)

区 分	令和元年度	令和2年度	増減額	増減率
標準税収入額等	12,707,530	13,095,612	388,082	3.1
普通交付税額	9,720,560	9,629,381	△91,179	△0.9
臨時財政対策債	987,725	1,021,243	33,518	3.4
合 計	23,415,815	23,746,236	330,421	1.4

標準財政規模は前年度に比べ330,421千円(1.4%)増加している。これは普通交付税額が91,179千円(0.9%)減少したものの、標準税収入額が388,082千円(3.1%)、臨時財政対策債が33,518千円(3.4%)それぞれ増加したことによるものである。

## (2)連結実質赤字比率

公立病院や下水道など公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したもので、比率は次の算式による。

$$\begin{aligned} \text{連結実質赤字比率} &= \frac{\text{全会計の実質赤字額 } \Delta 8,160,034 \text{ 千円}}{\text{標準財政規模 } 23,746,236 \text{ 千円}} \times 100 \\ &= \Delta 34.36 \quad (\text{参考比率}) \end{aligned}$$

[連結実質赤字比率]

(単位：%、ポイント)

区 分	令和元年度	令和2年度	増減	早期健全化基準
連結実質赤字比率 (参考比率)	— (△32.11)	— (△34.36)	— (△2.25)	17.17

連結実質収支額等は 8,160,034 千円の黒字となっているため、連結実質赤字比率はない。参考としての比率を求めたところ△34.36%となり、前年度に比べ2.25ポイント改善している。

[連結実質収支額及び資金剰余額]

(単位：千円、%)

区 分		令和元年度	令和2年度	増減額	増減率	
一 般 会 計 等	一般会計	1,198,057	1,191,928	△6,129	△0.5	
	ケーブルネットワーク事業特別会計	15,177	19,282	4,105	27.0	
公 営 事 業 会 計	国民健康保険事業特別会計(事業勘定)	614,475	641,225	26,750	4.4	
	国民健康保険事業特別会計(直診勘定)	557	449	△108	△19.4	
	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	61,365	63,186	1,821	3.0	
	介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)	2,031	12,630	10,599	大幅増	
	後期高齢者医療特別会計	4,269	3,602	△667	△15.6	
	公 営 企 業 会 計	水道事業会計	1,468,169	1,306,478	△161,691	△11.0
		病院事業会計	3,970,250	4,303,853	333,603	8.4
		診療所事業会計(小児救急センター)	14,615	4,371	△10,244	△70.1
		下水道事業会計(公共下水道事業)	151,125	543,710	392,585	大幅増
		下水道事業会計(特定環境保全公共下水道事業)	0	47,123	47,123	皆増
		農業集落排水事業特別会計	20,447	22,007	1,560	7.6
小規模集合排水事業特別会計		66	190	124	187.9	
サイクリングターミナル事業特別会計	0	0	0	—		
合 計		7,520,603	8,160,034	639,431	8.5	

連結実質収支額等の合計は、前年度に比べ639,431千円(8.5%)増加している。

これは主に、水道事業会計が161,691千円(11.0%)、診療所事業会計(小児救急センター)が10,244千円(70.1%)それぞれ減少したものの、病院事業会計が333,603千円(8.4%)、下水道事業会計(公共下水道事業)が392,585千円(大幅増)、下水道事業会計(特定環境保全公共下水道事業)が47,123千円(皆増)それぞれ増加したことによるものである。

### (3)実質公債費比率

実質公債費比率は、地方債の元利償還金や公営企業における地方債の元利償還金に対する繰出金などの、公債費に準じるものを含めた実質的な公債費相当額に充当された一般財源の標準財政規模に占める割合の過去3か年の平均値をいい、公債費による財政負担の度合いを判断する指標として、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる。比率は次の算式による。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{(\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

$$= \frac{(\text{① } 5,034,155 + \text{② } 1,153,603) - (\text{③ } 545,623 + \text{④ } 4,456,678)}{\text{⑤ } 23,746,236 - \text{④ } 4,456,678} \times 100$$

(単位:千円)

$$= 6.14559$$

$$[\text{3か年平均値}] = \frac{\text{平成30年度 } 6.3059 + \text{令和元年度 } 6.64462 + \text{令和2年度 } 6.14559}{3} = 6.3$$

[実質公債費比率] (単位: %、ポイント)

区 分	令和元年度	令和2年度	増減	早期健全化基準
実質公債費比率(3か年平均)	6.1	6.3	0.2	25.0

本年度の実質公債費比率は6.3%で、0.2ポイント悪化したが、早期健全化基準(25.0%)は下回った数値となっている。算定の内訳は次のとおりである。

[実質公債費比率算定内訳] (単位: 千円、%)

区 分	令和元年度	令和2年度	増減額	増減率
① 地方債の元利償還金	5,201,367	5,034,155	△167,212	△3.2
② 準元利償還金	1,203,946	1,153,603	△50,343	△4.2
③ 特定財源	564,654	545,623	△19,031	△3.4
④ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	4,589,737	4,456,678	△133,059	△2.9
⑤ 標準財政規模	23,415,815	23,746,236	330,421	1.4
分子合計 (①+②)-(③+④)	1,250,922	1,185,457	△65,465	△5.2
分母合計 (⑤-④)	18,826,078	19,289,558	463,480	2.5

実質公債費比率は、分子が65,465千円(5.2%)減少し、分母が463,480千円(2.5%)増加したことにより、単年度では前年比で0.5ポイント改善したものの、平成29年度の単年度実質公債費比率が5.43052であったため、3か年平均で見ると0.2ポイントの悪化となっている。

これは主に、分子の①地方債の元利償還金が一般会計における公債費の決算額減により167,212千円(3.2%)、②準元利償還金が公共下水道事業や農業集落排水事業に係る地方債の減等により50,343千円(4.2%)、③特定財源が公債費に充当可能な公営住宅使用料の減により19,031千円(3.4%)、④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額が合併特例債や、事業費補正分の減等により133,059千円(2.9%)それぞれ減少したことに加え、分母の⑤標準財政規模が330,421千円(1.4%)増加したことによるものである。

#### (4)将来負担比率

地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の標準財政規模に対する割合で表したもので、比率は次の算式による。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{①} 59,805,201 - (\text{②} 8,319,321 + \text{③} 5,773,340 + \text{④} 37,614,265))}{(\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

$$= \frac{\text{⑤} 23,746,236 - \text{⑥} 4,456,678}{\text{⑤} 23,746,236 - \text{⑥} 4,456,678} \times 100 = 41.9$$

(単位:千円)

#### [将来負担比率]

(単位: %、ポイント)

区 分	令和元年度	令和2年度	増減	早期健全化基準
将来負担比率	39.9	41.9	2.0	350.0

将来負担比率は 41.9%で、前年度に比べ 2.0 ポイント悪化したが、早期健全化基準 (350.0%) を下回った数値となっている。算定の内訳は次のとおりである。

#### [将来負担比率算定内訳]

(単位: 千円、%)

項 目	令和元年度	令和2年度	増減額	増減率	
① 将来負担額	一般会計等の地方債現在高	40,750,684	40,312,447	△438,237	△1.1
	債務負担行為に係る支出予定額	392,815	393,999	1,184	0.3
	公営企業等繰入見込額	13,676,608	13,676,940	332	0.0
	組合等負担見込額	0	0	0	-
	退職手当負担見込額	5,339,639	5,182,594	△157,045	△2.9
	設立法人の負債等負担見込額	245,857	239,221	△6,636	△2.7
	連結実質赤字額	0	0	0	-
	組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0	-
計	60,405,603	59,805,201	△600,402	△1.0	
② 充当可能基金額	8,451,071	8,319,321	△131,750	△1.6	
③ 特定財源	5,652,962	5,773,340	120,378	2.1	
④ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	38,781,764	37,614,265	△1,167,499	△3.0	
⑤ 標準財政規模	23,415,815	23,746,236	330,421	1.4	
⑥ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	4,589,737	4,456,678	△133,059	△2.9	
分子合計 ①-(②+③+④)	7,519,806	8,098,275	578,469	7.7	
分母合計 ⑤-⑥	18,826,078	19,289,558	463,480	2.5	

将来負担比率の増加は、分子が 578,469 千円 (7.7%)、分母が 463,480 千円 (2.5%) それぞれ増加し、分母より分子の増加が大きくなったためである。

分子の増加については主に、①将来負担額が一般会計における地方債現在高や退職手当負担見込額の減等により 600,402 千円 (1.0%) 減少したものの、分子の控除額である④地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額が合併特例債などの交付税算入率の高い地方債現在高の減により 1,167,499 千円 (3.0%) 減少したことによるものである。

### 3. 資金不足比率

資金不足比率は、公立病院や下水道などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。

資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%、ポイント)

区 分	令和元年度	令和2年度	増減	経営健全化 基 準
(1) 水 道 事 業 会 計	— (△113.9)	— (△100.4)	— (13.5)	20.0
(2) 病 院 事 業 会 計	— (△54.1)	— (△61.9)	— (△7.8)	
(3) 診 療 所 事 業 会 計 ( 小 児 救 急 セ ン タ ー )	— (△26.8)	— (△19.0)	— (7.8)	
(4) 下 水 道 事 業 会 計 ( 公 共 下 水 道 事 業 )	— (△25.6)	— (△84.6)	— (△59.0)	
(5) 下 水 道 事 業 会 計 ( 特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 事 業 )	— (0.0)	— (△94.5)	— (△94.5)	
(6) 農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	— (△30.2)	— (△32.2)	— (△2.0)	
(7) 小 規 模 集 合 排 水 事 業 特 別 会 計	— (△4.5)	— (△12.2)	— (△7.7)	
(8) サ イ ク リ ン グ タ ー ミ ナ ル 事 業 特 別 会 計	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	

備考：資金不足比率については、該当数値がないため「—」で表示した。  
各比率の（ ）内の数字は計算結果に基づく数値を参考として表示した。

いずれの会計も資金不足比率については、該当の数値はない。

なお、参考としての比率を求めたところ、前年度に比べ改善したものは、下水道事業特別会計(特定環境保全公共下水道事業)が 94.5 ポイント、下水道事業特別会計(公共下水道事業)が 59.0 ポイント、病院事業会計が 7.8 ポイント、小規模集合排水事業特別会計が 7.7 ポイント、農業集落排水事業特別会計が 2.0 ポイントであり、悪化したものは、水道事業会計が 13.5 ポイント、診療所事業会計(小児救急センター)が 7.8 ポイントである。

比率は次の算式による。

$$\text{公営企業における資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{公営企業の事業の規模}}$$

## (1)法適用企業

法適用企業の資金不足額の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	A 負債等 (注1)	B 算 入 地方債 (注2)	C 資 産 等 (注3)	D 解消可能 資金不足 額 (注4)	資 金 不足額 (A+B-C-D)	事業規模
水 道 事 業 会 計	284,019	0	1,590,497	0	△1,306,478	1,300,675
病 院 事 業 会 計	757,986	0	5,061,839	0	△4,303,853	6,943,269
診 療 所 事 業 会 計 (小児救急センター)	15,963	0	20,334	0	△4,371	22,952
下 水 道 事 業 会 計 (公共下水道事業)	124,073	0	667,783	0	△543,710	642,436
下 水 道 事 業 会 計 (特定環境保全公共下水道事業)	4,208	0	51,331	0	△47,123	49,852

注1:負債等＝流動負債－(控除企業債等＋控除未払金等＋控除額＋PFI建設事業費等)

注2:建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

注3:資産等＝流動資産－(控除財源＋控除額)

注4:A+B-C>0であれば算入。ただし、この場合において、A+B-C-D<0となるときはA+B-C-D=0とする。

## (2)法非適用企業

法非適用企業の資金不足額の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	A 歳出額	B 算 入 地方債 (注1)	C 歳入額	D 翌年度 へ繰り 越すべ き財源	資 金 不足額 (A+B-(C-D))	事業規模
農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	285,486	0	312,267	4,774	△22,007	68,255
小 規 模 集 合 排 水 事 業 特 別 会 計	1,538	0	1,728	0	△190	1,548
サイクリングターミナル 事 業 特 別 会 計	7,544	0	7,544	0	0	3,037

注1:建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高